

熊本市上下水道局公用車賃貸借（水道事業）（長期継続契約）契約書(案)

1. 件名 熊本市上下水道局公用車賃貸借(水道事業) (長期継続契約)

2. 履行場所

熊本市上下水道局 熊本市中央区水前寺 6 丁目 2 番 45 号  
西部上下水道センター 熊本市西区池上町 901 番 1  
北部上下水道センター 熊本市北区下硯川 2 丁目 8 番 1 号  
南部上下水道センター 熊本市南区城南町宮路 1050 番地

3. 履行期間 自 2019 (平成 31) 年 4 月 1 日  
至 2024 (平成 36) 年 3 月 31 日 (60 ヶ月)

4. 賃貸借料の額  
(月 額)

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)

5. 契約内容 別紙仕様書等のとおり

6. 契約保証金 ¥○○○○- (または免除)

熊本市 (以下「賃借人」という。) と○○社 (以下「賃貸人」という。) とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として本書 1 通を作成し、賃借人及び賃貸人が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

賃借人 熊本市中央区水前寺 6 丁目 2 番 45 号

熊本市

代表者 熊本市上下水道事業管理者 白石 三千治

賃貸人 ○○○○○

○○社

代表○○○ ○○○○

(総則)

第 1 条 賃貸人は、この契約書並びに別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、仕様書に定める賃貸借物件（以下「物件」という。）を賃借人に貸し付け、これに伴う保守・点検サービスを提供し、賃借人は賃貸人に対して賃貸借料（保守・点検サービス料を含む。）を支払うものとする。

(賃貸借料の支払)

第 2 条 賃貸借料の支払いは月払いとし、毎月別紙の支払内訳書のとおり支払うものとする。

2 賃貸人は、前月分の請求書を賃借人へ提出し、賃貸借料の支払を請求することができる。

3 賃借人は、前項の規定による請求書を受領したときは、30 日以内に支払うものとする。

(契約の保証)

第 3 条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が确实と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、賃貸借料を 1 年間当たりの額に換算した額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、受託者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 賃貸借料の変更があった場合には、保証の額が変更後の賃貸借料の 1 年間当たりの額に換算した額の 10 分の 1 に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 4 条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第 5 条 賃貸人は、物件の納入又は物件の保守点検・整備等の実施後、若しくは

賃借人の求めに応じて、賃借人の定める日時及び場所において賃借人の検査を受けなければならない。

- 2 賃借人は、前項の検査を納入の日から起算して 10 日以内に終えなければならない。
- 3 賃借人は、賃貸人が第 1 項の検査に立ち会わないときは、検査の結果について賃貸人に異議の申立てを認めないものとする。
- 4 賃借人は、検査に合格したときは、賃貸人から物件の引渡しを受けるものとする。
- 5 賃貸人は、第 1 項の検査に合格しないときは、賃借人の指示する期間内に良品との交換、又は補修をしなければならない。この場合の交換、又は補修後の納入については、前各項の規定を準用するものとする。

(履行遅延の場合における損害金等)

第 6 条 賃貸人の責めに帰する理由により納入期限までに物件の納入ができない場合は、賃借人は、損害金の支払を賃貸人に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年 2.7%の割合で計算した額とする。
- 3 賃借人の責めに帰すべき事由により、第 2 条第 3 項の規定による賃貸借料の支払いが遅れた場合において、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.7%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを賃借人に請求することができる。

(危険負担)

第 7 条 第 5 条第 4 項の引渡し前に生じた物件の亡失、き損等の損害は、すべて賃貸人の負担とする。

(かし担保)

第 8 条 賃借人は、物件に瑕疵があるときは、賃貸人に対して瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の補修又は損害賠償の請求は、第 5 条の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内にこれを行わなければならない。

(賃借物件の所有権等)

第 9 条 物件の所有権は賃貸人に属し、賃借人は、それらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

- 2 賃貸人は、自動車抵当法に基づく抵当権の設定、その他賃貸人の所有権以外の賃貸人又は第三者のための権利の設定をしてはならない。

(保守・点検等)

第 10 条 賃貸人は、物件について、法令に基づく定期点検整備のほか、自動車の安全運行に必要な保守・点検等の管理を実施するものとする。

- 2 前項の賃貸人が実施する保守・点検等の内容は、仕様書に定めるとおりとする。

(物件の現状変更)

第 11 条 賃借人は、物件の設置場所の変更又は他の機械器具の取付け等の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ賃貸人の承認を得なければならない。ただし、装着金具等を使用することなく、単に積載又は装着するものについてはこの限りではない。

(自動車保険)

第 12 条 賃貸人は、物件について、契約期間中継続して、仕様書所定の自動車保険に加入しなければならない。

- 2 賃借人は、前項の保険に係る事故が発生したときは、直ちにその旨を賃貸人に通知するとともに、保険金受領に関し必要な書類等を賃貸人に提供するものとする。
- 3 賃貸人は、第 1 項の保険に係る事故が発生したときは、保険金の受領に関し必要な一切の事務を賃借人に代わって行うものとする。

(条件変更等)

第 13 条 賃貸人は、物件の賃貸借を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに賃借人に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1)仕様書に誤謬又は脱漏があること。
  - (2)仕様書の表示が明確でないこと。
  - (3)履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - (4)仕様書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 賃借人は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、賃貸人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、賃貸人が立会いに応じない場合には、賃貸人の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 賃借人は、賃貸人の意見を聞いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を賃貸人に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、賃貸人の意見を聞いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、賃借人は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、賃借人は、必要があると認めるときは、賃貸借料を変更し、又は賃貸人に損害を及ぼしたときは賃貸人と協議し必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第 14 条 賃借人は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を賃貸人に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、賃借人は、必要があると認められるときは、賃貸借料を変更し、又は賃貸人に損害を及ぼしたときは賃貸人と協議し必要な費用を負担しなければならない。

(賃借物件の滅失・毀損の場合の処理)

第 15 条 賃借人は、賃借物件について、滅失・毀損により使用不能となったときは、賃貸人と協議してその損害を賠償しなければならない。

(賃借人の解除権)

第 16 条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な事由がないのに、賃貸人がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 第 18 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び次条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 賃貸人がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合

を除く。)に、賃借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

- 2 貸貸人は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、賃貸借料の1年間当たりの額に換算した額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第17条 賃借人は、前条第1項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 貸貸人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 貸貸人が、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
  - (3) 貸貸人又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。)若しくは第95条第1項(第2号及び第3号を除く。)の刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(貸貸人の解除権)

第18条 貸貸人は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により仕様書等を変更したため、契約の継続が不可能になったとき。
  - (2) 賃借人が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 貸貸人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、賃借人と協議してその損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(契約解除の通知)

第19条 前条の規定により契約を解除するときは、書面によりすみやかにその旨を相手方に通知しなければならない。

(事故の処理)

第20条 賃借人は、物件等について、事故が発生したときは、法令に定められた処理を行うとともに、事故当事者として事故の解決に努め、貸貸人は業務としてこれに協力するものとする。

(物件等の修理)

第 21 条 契約期間中に物件等に修理を必要とする損耗、毀損、機能不全等（以下「損耗等」という。）が生じた場合は、当該損耗等に係る修理は賃貸人が行うものとする。

2 前項の修理に要する費用は、賃貸人の負担とする。ただし、損耗等が賃借人の責めに帰する理由により生じたものと認められる場合は、当該修理を要する費用は賃借人の負担とする。

3 前項ただし書きにおいて、第三者が関わる損耗等については、賃借人と賃貸人が協議のうえ、賃借人の負担分を定めるものとする。

(賃借物件の返還)

第 22 条 賃貸人は、契約期間が満了し、賃借人が賃借物件を返還したときは、これを速やかに引き取るものとし、これに要する費用は、賃貸人の負担とする。

2 賃貸人は、前項の規定に基づき賃借物件を引き取ったときは、仕様書等所定の措置を行うものとし、これに要する費用は、賃貸人の負担とする。

(公租公課等の変更)

第 23 条 本契約期間中に自動車について新税等が創設され、又は自動車税、軽自動車税、自動車重量税、消費税等が変更され又は廃止されたときは、賃借人と賃貸人が協議の上、賃貸借料の変更をすることができる。この場合における支払方法等は、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

(予算額の削減又は削除に伴う特約)

第 24 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、賃借人の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、賃借人は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 賃貸人は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、賃借人にその損害を請求することができるものとする。

(熊本市契約事務規程等の遵守)

第 25 条 賃貸人は、この契約書に定めるもののほか、熊本市契約事務取扱規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(紛争の解決)

第 26 条 この契約について賃借人と賃貸人との間に紛争を生じたときは、賃借人と賃貸人が協議のうえ、決定したものに仲裁を依頼しその裁定に従うものとする。

(補則)

第 27 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて借借人と貸貸人が協議して定める。